

平成29年9月25日

特定非営利活動法人

横浜市精神障害者地域生活支援連合会

代表 大 友 勝 様

横浜市会議長

松 本 研



陳情の処理結果について（通知）

平成29年8月22日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局（区）に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

陳情第16号(付託外) 精神保健福祉施策に関する件

- 1 精神保健福祉に関する執行体制については、国の政策の動向や、本市の施策展開など踏まえ、必要な体制の整備を行っていきます。
- 2 平成29年度から、生活支援センターと協働で開催している課題検討プロジェクトの中で、A型とB型の機能の違いを初めとした現状における課題の検証等、課題解決に向けた必要な検討を進めていきます。

また、障害者自立生活アシスタント事業についても、平成30年4月に創設予定の自立生活援助の事業内容及び報酬体系等を見きわめた上で、必要な見直しに向けた検討を進めていきます。

さらに、横浜市障害者自立支援協議会に設置している拠点検討部会の中で、学識経験者や関係機関等とともに、拠点機能のあり方や整備に関する考え方についても整理していきます。

3 (重度高齢化対応型グループホームの整備促進について)

障害者グループホームの重度高齢化への対応は重要であると考えていますが、現在国において検討されている報酬改定の詳細が示されていないため、国の動向を注視しながら対応を検討していきます。

(民間賃貸住宅制度について)

国の法改正により、精神障害者を含めた住宅の確保に配慮が必要な方に対する、賃貸住宅の登録、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、居住支援等を柱とした、新たな住宅セーフティネット制度が施行されます。

それに伴い、本市においても、関係各局が連携して、さまざまな取り組みに対する検討を行っています。

4 報酬単価の改訂については、平成29年6月に障害児者相談支援に係る制度の充実というテーマで国に要望書を提出しています。そこでは、①事業所当たりの標準取扱件数を設定することによる相談支援の質の向上、②相談支援の報酬体系の改善の必要性について指摘しています。

また、横浜市独自の事業費補助金制度に関しては、このたび、モニタリングの設定の考え方について、本人の持つ力を高める目標や相談支援専門員による定期的な訪問による相談支援等の直接的な支援を含むものとして整理しました。このことにより、今まで基本相談支援として対応いただいていたものをモニタリングとして設定し、報酬を得ることができるようになります。

5 法定事業である障害福祉サービスへ移行する場合の移行支援補助金については、地域活動支援センターの役割やあり方などと合わせ、引き続き関係団体と協議していきます。

6 (福祉人材認証制度について)

障害福祉に従事する人材の確保については、関係団体からの意見も踏まえ、横浜市内の障害福祉関係事業所で働くことの魅力ややりがい等を広く伝えるため、現在、プロモーションのための動画作成を検討しています。作成に当たっては、引き続き、関係団体と意見交換を行いながら進めていきます。

(地域活動支援事業等の当回事業所への適用について)

障害者支援センター運営委員会の構成及び実施事業は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会(障害者支援センター)(以下「市社協」という。)が所管するものですので、御要望については市社協にお伝えします。

7 当該補助金については、市社協が行っている販路拡大事業との役割の違いなどを精査していく必要があると考えています。

8 (障害者福祉団体支援活動費について)

市社協にて交付対象(団体・内容など)を決定する独自事業として実施しており、御要望の内容については、市社協にお伝えします。

(地域支援ネットワークの構築及び助成措置について)

国が示す依存症対策総合支援事業を踏まえ、関係団体の構築や、民間団体への支援方策について検討を進めます。

また、講演会の実施については、現在実施している普及啓発・人材育成事業等を含め、事業のあり方について、検討を進めます。

9 (精神障害者のスポーツ活動の推進について)

今後も神奈川県及び県内の他都市や、当事者・関係団体の方々と連携しながら、取り組んでいきます。

また、ウィリング横浜用途廃止部分を活用した南部方面活動拠点の整備については、横浜ラポールと同様に、障害種別にかかわらず利用できる施設として検討を進めていきます。

スポーツセンターの減免については、横浜市スポーツ施設条例施行規則において社会福祉法(昭和26年法律第45条)第2条に規定する社会福祉事業のためにスポーツ、レクリエーション、文化活動等の行事にスポーツ施設(駐車場を除く)を利用する場合、利用料金の半額を免除することができるかと規定しています。利用方法や事業が減免の該当になるか等の詳細につきましては、各スポーツセンターに御相談頂きますようお願いいたします。

(障害者の芸術活動支援について)

相談窓口の充実や支援者及び団体等のネットワーク化が重要であると認識しており、障害当事者の方の御意見を伺いながら、支援の仕組みを検討していきます。

また、御要望の美術展開催にかかる経費の補助は困難ですが、障害者の美術・舞台芸術等の発表の機会の充実についても、地域の施設や団体等と連携して取り組んでいきます。

